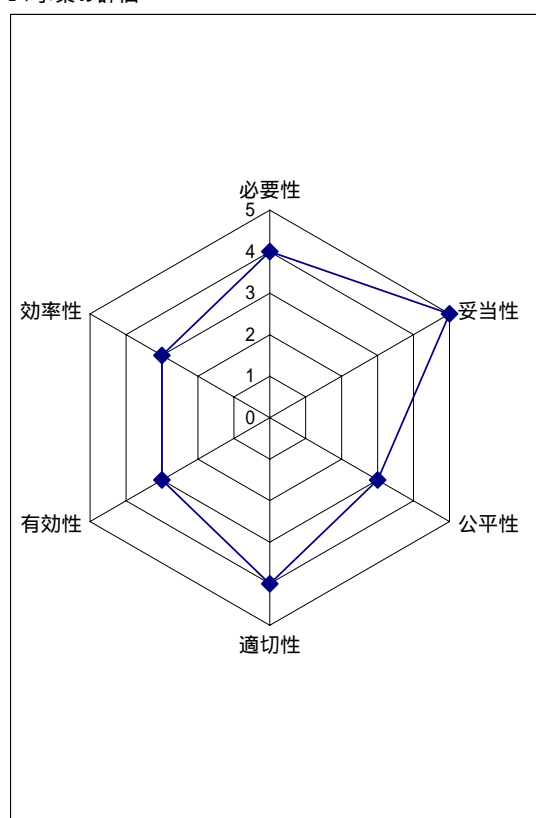


事務事業名	霞ヶ浦用水負担事業(ソフト)	担当部局	市長部局 産業経済部
基本目標	豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり(産業)	担当課名	耕地課
施策体系	美しい田園を育む交流型農業の振興	担当係名	土地改良係
施策	農産物の安定した供給体制を充実する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	国、水資源機構及び茨城県等が、土地改良法に基づき霞ヶ浦用水事業を施工中であり、その費用の一部を同法の規定により市が負担している。 よって、農業用水の安定的な供給が確保され、豊かな地域づくりが推進できるとともに、生活及び産業基盤の充実を図ることができる。		
事業の期間(開始/終了)	平成4年 4月 / 平成41年 3月		
根拠法令、条例、規則など	土地改良法第9条第5項		
事業が対象としている人(モノ)	受益面積		
具体的な活動内容	事業推進、施設維持管理経費への負担金・補助金支払事務		
	償還負担金支払事務(平成18年度以降の国営 期一般型負担金を、起債により一括償還をした。)		
	償還金助成申請事務		
	霞ヶ浦用水土地改良区との連絡・調整・協議		
事業の成果	事業費用を30市町村が分担負担することにより総合用水事業を施行することができた。		
	国営 期(一般型)負担金を一括償還したことで、支払利子を減額できた。		
	償還負担金支払の財源を軽減できた。		
	円滑に霞ヶ浦事業を推進することができた。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い 毎日の天候や突然の自然災害は、農業に予測外の大きな影響をおよぼすと思われる。霞ヶ浦用水事業による排水整備や水の供給により、天候に左右されない営農を実現できる。
妥当性	5 行政以外にはできない事業である 霞ヶ浦から取水し、茨城県西南部30市町村に農業用水、上水道水及び工業用水を供給するための総合用水事業であり、水資源機構、農林水産省、茨城県、関係市町村が分担して推進している事業であることから、行政主体であることにより円滑な相互の連携が容易となり事業を推進することができる。
公平性	3 どちらとも言えない 農業用水に関しては受益者に偏りがあるが、上水道水及び工業用水にも供給されていることから、概ね広く便益を提供しているとも言える。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 水資源機構、農林水産省、茨城県、関係市町村との連絡、調整、協議を円滑に行っているため、とくに問題はない。
有効性	3 どちらとも言えない 結城市では初めて江川新宿地区が平成15年度事業採択を受け、平成19年度着水予定まで霞ヶ浦用水利用の畑かん営農対策事業が実施されている。しかし農業用水はまだ受益者に利用されていない現状にある。
効率性	3 どちらとも言えない 事業負担額に相応する効果があるとはいえない現状である。

総合評価	結城市では初めて江川新宿地区が平成15年度事業採択を受け、平成19年度着水予定まで霞ヶ浦用水利用の畑かん営農対策事業を進めている。しかし現在は農業用水へ霞ヶ浦農業用水の送水が実施されていないので、国・県の推進事務所や土地改良区と連携し、受益者の理解を深める研修会等を開催して、事業の広報に努める必要がある。
------	---

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	霞ヶ浦用水農業水利事業による畑地整備等を推進し、農産物の品質向上を図り魅力と活力のある農業、農村づくりを目指してゆく必要性は高い。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	国、水資源機構、県と連携し、農業用水の安定供給を図るため事業を継続する。			